平成２３年（フ）第４５３８号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番１―205号
債務者　北村　晋一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５３号
大阪府寝屋川市池田中町14番10―203号
債務者　津田　純子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４６号
大阪市旭区新森２丁目16番２号
債務者　松谷　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５６号
大阪府茨木市東太田３丁目１番205号
債務者　川尻タクシーこと　川尻　良信
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０７６号
大阪市北区南森町１丁目２番２号　南森町ハイツ103号室
債務者　西村工務店こと　西村　真人
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１７７号
大阪市平野区喜連２丁目７番15―208号
債務者　西原美智子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９８号
大阪市北区長柄東２丁目１番24―711号、前住所大阪市北区天神橋６丁目１番22号　長谷川荘１階８号室
債務者　小浦　正人
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２６号
大阪府茨木市豊川２丁目５番22号
債務者　廣常由紀子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９８号
大阪府守口市大久保町１丁目45番16―102号
債務者　松永　　輪
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番19―1401号
債務者　大川　幸三
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２７号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番15―403号
債務者　田中　富美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６３号
大阪府高槻市栄町２丁目30番11号
債務者　西久保由美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７４号
大阪市東成区大今里西１丁目19番３号　雅客苑501号
債務者　森田千恵美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８４号
大阪市港区弁天５丁目15番９号橋本マンション301号
債務者　押田　敏雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１１号
大阪市西区九条南４丁目４番18号
債務者　太田　美子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４９号
大阪市生野区生野東１丁目６番２―506号
債務者　池原　　一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７０号
大阪府八尾市萱振町１丁目７番地の５　ハイツホロンⅠ―305号
債務者　森下　博和
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７１号
大阪市浪速区日本橋東３丁目７番20―201号
債務者　石井　光仁
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部